

1. ワークショップ・学習会
2. 公園機能適正調査
3. 耐用年数（参考：国土交通省所管補助金等交付規則）

1. ワークショップ・学習会

(1) 第1回ワークショップ…令和4年9月15日（木）実施

上士幌町のこれからの公園づくりを考える

これから会議

ニュースレター vol.01

第1回
「地域の理想の公園とは？」

日時 9月15日(木) 19:00～20:30
場所 生涯学習センター 会議室

主催：上士幌町 建設課



当日のプログラム

- ① はじめに
- ② 事務局紹介
- ③ 公園整備等基本構想の策定について
- ④ ワークショップについて
- ⑤ みんなで自己紹介
- ⑥ 話し合い
「地域の理想の公園とは」
- ⑦ 発表
- ⑧ おわりに

上士幌町公園整備等基本構想策定にかかる第1回ワークショップを開催しました。当日はさまざまな職種や世代から成る9名の町民の方々にご参加いただきました。運営をサポートしてくれた4名の北海道大学の学生の方々を交え、上士幌町のこれからの公園づくりについて意見交換をしました。

第1回は、イメージ写真を切ったり貼ったりして、公園のイメージシートをつくりました。ワークを通して、公園のできることを想像を膨らませながら、地域の理想の公園についてアイデアを出し合いました。

続く第2回では地域の公園で実現したい活動について話し合う予定です。

●ワーク：イメージシートをつくろう

約30種類の屋外での活動のイメージ写真から、「公園にあったらいい」と思うものを複数枚、選んでもらいました。選んだ写真を使って切り貼りしながら、理想の公園のイメージシートを作成しました。

＼ここがポイント／

約30種類の写真には、都会的な遊具のある写真から自然の中であそぶ写真まで様々な内容を混ぜてあります。参加者のみなさんが、どの写真を選ぶのか？という傾向から、目指したい公園の一端がみえてきます。また、イメージ写真を使うことで、いつもの公園の使い方に加え、もしかしたらこんなこともできるかも？と発想を広げながら理想の公園について話し合ってもらうことを意図しました。



グループごとに発表



シートには写真に加え意見を記入

●理想の公園についての意見



自然 手づくり

- ・自然の中で自由にあそべるといい
- ・どろどろになって遊びたい
- ・自然の中でポーッとできるといい
- ・おたまじゃくしのいる環境があるといい
- ・都会っぽい雰囲気の公園は似合わないのでは
- ・手づくり感のあるあそび場があるといい
- ・今ある豊かな環境をいかしたい
- ・航空公園で虫とりできるといい

遊具

- ・自然の中に楽しそうな遊具があるといい
- ・アスレチックがあるといい
- ・色々な種類の遊具があるといい

遊水

- ・水遊びや川遊びができるといい
- ・噴水があるといい
- ・ゆったり足湯で休めるといい

憩い

- ・足が悪くても休めるように椅子があるといい
- ・高齢の方の居場所にもなるといい
- ・寝転んでゆったりできる場所があるといい
- ・樹木や屋根で日陰をつくるもの大事
- ・座るところやきれいなトイレがあるといい

健康

- ・夏休みに子供も大人も体操できるといい
- ・外でみんな体を動かすのはいい
- ・いつまでも健康で暮らしたい
- ・ランニングスポットがあるといい

冬季

- ・冬にもイベントができるといい
- ・そりすべりができるといい

にぎわい

- ・たくさんの方が集まるといい
- ・ワイワイとした雰囲気をつくりたい
- ・世代をこえた遊びの場をつくりたい

イベント

- ・ナイトシアターができるといい
- ・屋外でピザづくりもおもしろそう
- ・花見をしながらBBQできるといい
→緑が丘公園には桜の木がある

その他

- ・既存の公園をきちんと整備していきたい
- ・公園や学校の禁止事項についても検討していきたい
- ・ドッグランに町外の人がかいている

(2) 学習会…令和4年10月1日(土)実施



上士幌町のこれからの公園づくりを考える

これから会議

ニュースレター vol.02



学習会&フィールドワーク

日時 10月1日(土) 13:30~15:45
場所 生涯学習センター
ふわあい公園・中央公園

主催：上士幌町 建設課



当日のプログラム

- ① はじめに
- ② レクチャー
「上士幌町のまちづくりについて」
森 傑 教授
北海道大学大学院工学研究院建築都市部門
(町公共施設再編計画アドバイザー)
- ③ 事例紹介
開発公営社 原田 慎一さん
- ④ フィールドワーク
ふわあい公園・中央公園
- ⑤ おわりに

これからのまちづくりや公園づくりについて考えていく準備として学習会を開催しました。

学習会では、講師に町の公共施設再編計画アドバイザーでもある北海道大学工学院の森傑（もり すく）教授をお招きし、「公共施設再編からみる上士幌町のまちづくり」や「公園づくりについての考え方」などについてお話をいただきました。

続いて、開発工営社の原田さんから世界や日本の公園の事例などについて紹介してもらいました。【資料参照】

学習会の後は、ふわあい公園と中央公園を歩きながら、公園の理想や公園でやってみたいことなどについて意見交換を行いました。

●学習会 「上士幌町のまちづくりについて ～公園を点で考えないように～」



講師 森 傑 教授



① 街のコンパクト化

上士幌町の人口は、現在約5,000人です。1960年の人口11,000人と比較すると50%以上の人口減少が見られますが、市街地区の広がり（面積）は、約3倍となっています。

現在、世界の多くの街では、街をコンパクト化するよう運営されています。面積が広ければ、より遠いところまでサービスを行き届かせる必要があるため、合理的、効率的にサービスを提供できるように考えられています。例えば、交通や輸送、除雪などは、広ければ広いほど、手間と時間がかかります。

② 半径400m圏内と半径800m圏内

自動車を使用せず、歩いて移動できる都市（※バスを含む）を「ウォークブル・シティ」と呼んでいます。これは、先進国で進められている街づくりの考え方の一つで、人口5,000人の街で「64ha：半径400m圏内」に小学校、教会、コミュニティセンター、公園などを整備することを基本スタイルとしています。

半径400m圏内は、「歩きたい範囲」として、「ここちよく歩きたくなる空間」と考えられており、半径800m圏内は、「歩くことができる範囲」として、「健康を含めて、歩きたくなる空間」を意味します。

では、この距離及び空間の中に「公園」は、どのように位置付ければよいと思いますか？

③ 公園にはそれぞれの性格がある

公園の使い方として、いろんなことが想像できます。お茶を飲んだりして、休憩する公園。遊具で遊ぶ公園。町民だけではなく、町外からも訪れる公園。それらは、**どれも同じ公園ではなく、それぞれ違った性格を有している**と考えられます。

④ さいごに～まず400mの範囲に何があるのか。

今回の公園整備等基本構想では、「公園に何が欲しいか」という「点」としてだけの捉え方ではなく、「面」として考える視点が大切です。「町全体のどこに公園があって、公園がある周辺の状況（公共施設や住宅街など）からこんな公園がふさわしい」「こういう公園なら周りはこちらなるといい」などを考えていくと、さまざまなアイデアも生まれていくと思います。

⑤ おまけ

日本では、「公園」という意味をなす言葉は、「公園」しかありません。

世界では、「公園」という意味をなす言葉は、「park」「play ground」「reserve」など、その性格によって、呼び名が変わっています。とくに「reserve」とは、「何も無い。」「（あえて）空けておく」など空いていることにより価値を生み出すものとして位置づけているものもあります。例えば、上士幌町にあるふれあい公園では、「park」と「play ground」が同じ空間にあり、性格づけがされていないといえます。

●事例紹介

開発公営社の原田さんより、以下の内容について紹介いただきました。詳細は別添資料をご覧ください。

① 世界の公園、日本の公園、これからの公園

- ・世界的に有名な公園（Hyde Park・Central Park・High Line等）ができた経緯や、特徴などについて、写真により説明しました。
- ・日本（道内）の公園で、成立経緯や特徴的な公園についての説明を行いました。
- ・法律上の公園の定義、上土幌町の公園面積と世界各都市の公園面積との比較、また公園の政策についての説明を行いました。

② どんな公園で何をしますか？

- ・自然豊かな公園、広い芝生が広がる公園、遊具が充実している公園、ビルに囲まれた公園、花がいっぱいある公園、水が流れている公園などが、どのような使われ方をしているか、実際の写真事例を参考に、イメージを膨らませていただきました。

③ インクルーシブパークって何ですか？

- ・すべての人が分け隔てなく、快適に過ごすことができる公園について、そのポイントと、事例を紹介しました。

④ パークマネジメントって何ですか？

- ・公園を、住民参画により維持・管理・運営の仕組みについて、その目的案を提示し、より身近なものとして理解していただける説明を行いました。

●フィールドワーク

学習会後は、中央公園とふれあい公園のフィールドワークを行いました。フィールドワーク中にでた意見については、次頁に記載しています。



フィールドワークで得た意見

■ふれあい公園について

- ・ふれあい公園は、公園としての方向性が明確ではない。
(遊具があったり、ステージがあったり。)
- ・ふれあい公園と駐車場を隔てているフェンスが仮設のフェンスなので、どうにかならないか。
- ・広い芝生の空間は心地よい。
- ・ふれあい公園周辺の駐車場の配置には、一考が必要。
- ・庁舎との間の行き来に、ふれあい公園を徒歩で通行する人が多い。

■中央公園について

- ・中央公園は一般の町民は敷居が高くて入りづらい。
- ・中央公園は公園という考えではなく、庁舎の前庭という印象であった。
- ・中央公園に居ると、庁舎から監視されているような気がする。
- ・パーゴラがあるが、ベンチ等が一切なく、休むことができない。
- ・新庁舎棟ができ、内部と外部が視覚的につながるようになるとうい。
- ・ふれあい公園との連続性があれば、もう少し公園らしくなるのでは。またふれあい公園側からも庁舎内部が見えると効果的ではないか。
- ・こども園との間に駐車場があり、緑地が分断されている。今回の整備では改善したい。
- ・こども園の子供が安全に遊べる広場を、柵などを設けずに設置したい。
- ・中央公園は、子供たちの教育の場として多目的に使えるスペースとするのがよいのではないか。
- ・スポーツセンターまで緑地が連続するとよい。
- ・山村開発センターは、屋内運動施設として、解体せず再利用する考えもある。
- ・庁舎北側は駐車スペースとしたい。
- ・車での移動が多いので、駐車場は欲しい。



(3) 第2回ワークショップ…令和4年11月9日(水)実施

上土幌町のこれからの公園づくりを考える

これから会議

ニュースレター vol.03

第2回
「公園の使い方を考えよう」

日時 11月9日(水) 19:00~20:30
場所 生涯学習センター 会議室

主催：上土幌町 建設課



当日のプログラム

- ① はじめに
- ② 学習会のふりかえり
- ③ 基本構想の考え方
- ④ ワーク
「公園の使い方を考えよう」
- ⑤ 発表
- ⑥ おわりに

上土幌町公園整備等基本構想策定にかかる第2回ワークショップを開催しました。町民のみなさんとともに、運営をサポートしてくれた4名の北海道大学の学生の方々と交え、上土幌町のこれからの公園づくりについて意見交換をしました。

第2回は、公園がプロットされたまちの地図を使って、各々の公園の使い方について話し合いました。学習会で学んだ内容を踏まえ、公園の周辺にある施設や環境を考慮し、各公園の性格付けについてもイメージしながら検討を進めました。

続く第3回では具体的な公園のデザインについて意見交換する予定です。

●ワーク：公園の使い方を考えよう

ワークでは、4種類の性格に分類した公園の活動カード（①動的な使い方、②静的な使い方、③自然に関わる使い方、④イベント的な使い方）を使いました。各公園について4種類の性格の活動カードのうち、どの活動をやってみたいかを話し合いながら、公園の性格づけについて想像しました。

【凡例】 ●動的な使い方 ●静的な使い方 ●自然に関わる使い方 ●イベント的な使い方

 <p>航空公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●手づくり遊具で遊ぶ ●そりすべり ●自転車の練習 ●ランニング ●アスレチック ●水遊び ●どろんこ遊び ●ドローンのイベント <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな遊具があるといい 	 <p>交通公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中高生のサッカー ●ボール遊び ●早朝にヨガ ●ベンチで休憩 ●体操 ●散歩（周辺も含め） ●パークゴルフ ●お花見 ●バーベキュー ●様々なイベントやゲーム
 <p>ふれあい公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが走りまわれる ●遊具であそぶ ●ボール遊び ●早朝にヨガ ●スケボー ●図書館で本を借りて読める ●ラジオ体操 ●健康づくり ●盆踊り・お祭り 	 <p>たか台公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遊具で遊ぶ ●休憩する ●パークゴルフ ●自然が多くて気持ちいい <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前に比べ遊具が減った
 <p>中央公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●園児が遊べる ●噴水があるといい <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園ではなく通路のイメージ 	 <p>熱気球ふるさと公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水遊び ●イベント <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うっそうとしていて、安心感をもって入れない
 <p>みどり団地緑地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●キャッチボール ●スケボー ●サイクリングロード ●ベンチで休憩 ●キッチンカー、カフェ、お店 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上土幌町の玄関口にしたい 	 <p>道の駅</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ベンチで休憩する ●乳幼児が安全に遊べる ●テラスで飲食 ●ドッグラン ●キッチンカーの店
<p>ふれあい団地児童遊園地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遊具で遊ぶ ●ボール遊び 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児が遊べる ●ベンチで休憩 ●ガーデニング・畑
<p>みなみの団地緑地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボール遊び ●遊具で遊ぶ 	<p>11区ポケットパーク ●駐車場</p>
<p>9区遊園地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボール遊び ●みんなで体操 ●虫とり ●木登り 	
<p>六差路児童遊園地</p>	<p>【その他】 昔は遊具等があったが今はない</p>	
<p>3の2区児童遊園地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遊具で遊ぶ ●ボール遊び ●ラジオ体操 ●ベンチで休憩する ●松ぼっくり拾い 	
<p>小学校グラウンド</p>	<p>【その他】 グラウンドで遊ぶ</p>	
<p>西地区遊園地</p>	<p>【その他】 周辺に子育て世代が少なく、あまり利用されていない</p>	
<p>西区児童遊園地・北団地児童遊園地・16区児童遊園地</p>		

2. 公園機能適正調査

2-1 施設点検実施方法

2-1-1 遊具施設

遊具施設の点検については、社団法人日本公園施設業協会（以下、JPFA）で監修する、「遊具の安全に関する規準（JPFA-S:2014）」に基づいています。またJPFAで認定した、公園施設製品安全管理士と公園施設製品整備技士が施設点検を行いました。

施設点検項目は、摩耗状況や変形、並びに経年変化などについて確認する「劣化診断」と、JPFA-S:2014に基づき遊具の形状や安全領域などの項目について確認する「規準診断」となります。

また、「劣化診断」による劣化判定と、「規準診断」によるハザードレベルの組み合わせにより総合的な機能判定を行いました。具体的な点検内容を示します。

表 資-1 遊具施設点検内容一覧表

診断項目	点検方法	点検内容
劣化診断	目視診断	遊具の外観・形状を観てその劣化状態を診断する方法
	触手診断	遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する方法
	聴音診断	遊具の可動部を動かし、発音する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を診断する方法
	打音診断	遊具を点検ハンマーなどで軽打し、異音の有無を判断しその劣化状態、亀裂、ボルトの緩みなどを診断する方法
	揺動診断	遊具本体を揺り動かし、使用に対応できるか診断する方法。
規準診断	JPFA検査器具による判定	JPFAが開発した器具で遊具の規準（JPFA-S:2008）に適合しているか調べる。
	ノギスによる測定	JIS認定商品を使用する
	メジャーによる測定	JIS認定商品を使用する
	傾斜計による測定	

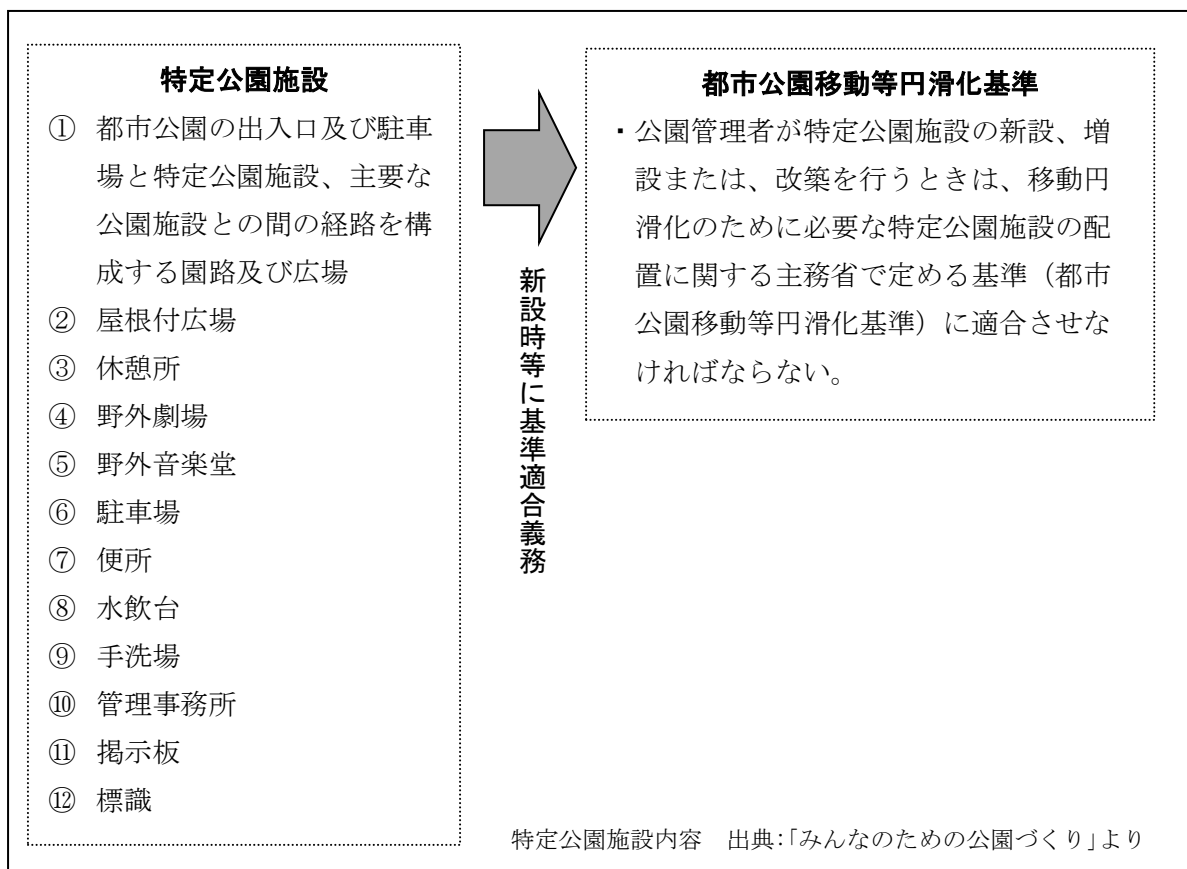
2-1-2 一般施設

一般施設の点検については、遊具施設で実施する点検方法を参考とし、以下の項目による点検を実施します。

表 資-2 一般施設点検内容一覧表

点検項目	点検方法	点検内容
劣化診断	目視診断	施設の外観・形状を観てその劣化状態を点検する方法
	触手診断	施設を素手で触ってその劣化状態を点検する方法
	聴音診断	施設の可動部を動かし、発音する音、ガタツキの状態の有無を判断し、劣化状態を点検する方法
	打音診断	施設を点検ハンマーなどで軽打し、異音の有無を判断しその劣化状態、亀裂、ボルトの緩みなどを点検する方法
	揺動診断	施設本体を揺り動かし、使用に対応できるか点検する方法。

また、出入口、屋根付休憩所、水飲台については「都市公園の移動等円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)への適合性についても点検調査を実施しています。



2-2 健全度・危険度判定

2-2-1 遊具施設

遊具施設の健全度・危険度判定については、JPFAで監修する「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」で定めた点検表によって行います。具体的な判定内容は、規準診断と劣化診断による判定結果より、機能に関する総合判定と塗装に関する総合判定を行います。

◆ 規準診断（ハザード）による判定基準

- 0：傷害をもたらす物的ハザードがない状態
- 1：軽度の傷害をもたらす状態
- 2：重大であるが傷害が恒久的ではない状態
- 3：生命に危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらす状態

◆ 劣化診断による判定基準

- A：健全な状態
- B：軽微な劣化がある状態
- C：重度の劣化がある状態
- D：最重要部材に重度の劣化がある状態

◆ 機能に関する総合判定の判定基準及び評価

- A：健全であり、修繕の必要がない（使用可）
- B：部分的に異常があり、部分修繕が必要（使用可）
- C：重要なカ所に部分的な異常があり、部分修繕が必要（部位により使用判断）
- D：最重要部材に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要（使用禁止）

◆ 塗装に関する総合判定の判定基準

- A：再塗装の必要がない
- B：部分的に塗装が必要
- C：全体的に塗装が必要

表 資-3 機能に関する総合判定表

使用可否	機能に関する総合判定	規準診断判定	劣化診断判定	
使用可	A	0	A	
		0	B	
	B	1	A	
		2	B	
		C	0	C
			1	
2				
3	A			
	B			
使用不可	D	0	D	
		1		
		2		
		3		

2-2-2 一般施設

一般施設の健全度・危険度判定については、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）【国土交通省：平成30年10月】」（以下「策定要領」）において以下のように記載されています。

健全度・危険度の判定は、現地調査や既存資料で得られた情報等を基に、施設ごとの劣化状況や安全性などを確認し、総合的な判定を行うものとします。

また、その過程では、現地調査を行った専門技術者との協議により行うことを基本とし、その判定は「A・B・C・D」の4段階評定を標準とします。

【解説】

- (1) 健全度・危険度判定とは、施設本体又は鋼製部材毎の劣化状況や基準への適合、潜在するハザードの有無などの調査結果から、施設の修繕や改修、若しくは改築の必要性などについて総合的な施設の評価と判定を行うものである。
- (2) 総合的な評価や判定過程では、客観性や妥当性等を確保するため現地調査を行った専門技術者とそれを確認する者とが協議し、評価・判定を行うことを基本的な手順とする。
- (3) 確認者の資格については、専門技術者と同等の知識や経験を有する者、もしくは業務の総括責任者が担当することが望ましい。
- (4) 健全度・危険度の総合的な判定は、(社)日本公園施設業協会（JPFA）が遊具の点検で使用する評価基準を準用した「A・B・C・D」の4段階評定を標準として統一するが、管理者（自治体）の創意工夫により評価基準を設定することを妨げない。

上記「策定要領」を踏まえ、材質毎に劣化及び塗装の判定基準を設定し、各々の判定より健全度・危険度の総合的な判定（総合判定）を決定します。

また、都市公園移動等円滑化基準で定める、特定公園施設に該当する屋根付休憩所及び水飲台については、点検表で整理し、修繕・改築計画に反映します。

表 資-4 総合判定表

劣化判定	塗装判定	総合判定
A	A	A
	B	A
	C	B
B	A	A
	B	B
	C	B
C	A	B
	B	C
	C	C
D	A	D
	B	D
	C	D

■健全度の判定基準

表 資-5 劣化の判定基準表

判定		状態
金属（腐食、摩耗）		
A	健全	表面に錆があるが孔食になっていない。摩耗していない
B	軽微な劣化がある（使用可）	一部に孔食がみられる
C	重度な劣化がある（使用不可、場合により使用可）	多数の箇所での孔食、破損がみられる
D	最重要部材に重度の劣化がある（使用不可）	
木（腐朽）		
A	健全	腐朽していない
B	軽微な劣化がある（使用可）	一部に腐食が見られる
C	重度な劣化がある（使用不可、場合により使用可）	多数の箇所での腐食、破損がみられる
D	最重要部材に重度の劣化がある（使用不可）	
コンクリート（破損）		
A	健全	ヘアークラック程度がみられる
B	軽微な劣化がある（使用可）	一部に欠けやひび割れが見られる
C	重度な劣化がある（使用不可、場合により使用可）	多数の箇所での欠けや破損また、ひび割れがみられる
D	最重要部材に重度の劣化がある（使用不可）	

■塗装の判定基準

表 資-6 塗装の判定基準表

判定		状態
A	再塗装の必要が無い	
B	部分的に塗装が必要	部分的に錆がある。部分的に錆又ははがれがある。部分的に汚れ・退色・塗膜劣化がある。
C	全体的に塗装が必要	全体的に錆・腐食又ははがれがある。全体的に汚れ・退色・塗膜劣化がある。

■緊急度の判定

健全度判定にもとづき、施設の補修、もしくは更新に対する緊急度（高、中、低）を設定する。

- ・健全度Dの施設は緊急度「高」となる。
- ・健全度Cの施設は基本的には緊急度「中」となるが、特に優先度が高い施設については任意の指標を設定した上での考慮を反映して緊急度「高」としてよい。
- ・健全度A、Bと判定された施設は、例外（手厚い長寿命化対策により常に健全な状態を保つ）を除いて緊急度「低」となる。

<p>●緊急度判定をする際に考慮すべき事項（指標）の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 ・災害時の避難場所指定の有無 ・公園施設の愛着など、地域ニーズへの対応の必要性 ・パブリック・コメント等による市民の意志 ・歴史性・自然性などの価値の有無 ・公園の顔やシンボル等としての、美観的価値
--

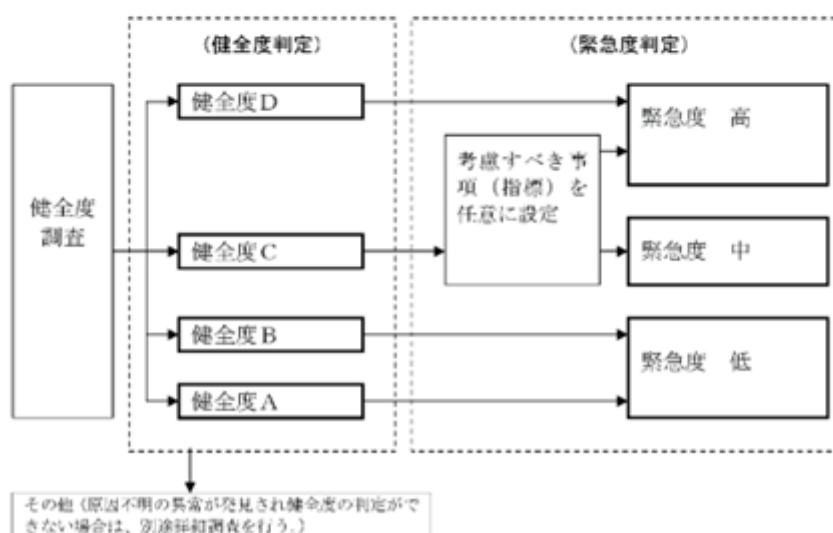


表 資-7 緊急度判定の目安

緊急度	判定の目安
高	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がDの施設 ・健全度判定がCの施設のうち、任意に設定した考慮すべき事項（指標）に照らして、優先して補修、もしくは更新を行うこととする公園施設。
中	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がCの公園施設のうち、優先して補修、もしくは更新を行わない公園施設。
低	<ul style="list-style-type: none"> ・健全度判定がA又はBの公園施設。

3. 耐用年数表（参考：国土交通省所管補助金等交付規則）

（平成十二年十二月二十一日総理府・建設省令第九号/最終改正：平成十九年八月六日国土交通省令第七十六号）

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限 期間 (年)	
	施設整備等 の分類	財産名	構造規格等		
公園事業費 補助	園路	構築物	舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの	15
			アスファルト敷又は木れんが敷	10	
			ビチューマルス敷	3	
		橋	鉄筋コンクリート造	60	
			主として木製のもの	15	
			主として金属製のもの	10	
	修景施設	構築物	緑化施設	主として金属製のもの	15
			主として木製のもの	7	
			その他のもの	20	
			その他	20	
	休養施設	建物	休憩所、キャン プ場その他こ れらに類するも の	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47
			れんが造、石造又はブロック造	38	
			金属造(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	34	
			金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	27	
			金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	19	
			木造又は合成樹脂	22	
			木骨モルタル造	20	
			建物付属設備	電気設備(照明設備を含む。)	
				蓄電池電源設備	6
				その他のもの	15
				給排水又は衛生設備及びガス設備	15
				冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
				冷暖房設備(冷凍機の出力が二十キロワット以下のもの)	13
				その他のもの	15
		エレベーター	17		
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8		
		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	12		
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの					
主として金属製のもの		18			
その他のもの		10			
構築物		ベンチ、野 外 卓	主として金属製のもの	15	
	主として木製のもの	7			
	主として金属製のもの	15			
遊戯施設	構築物	主として木製のもの	7		
		その他のもの	10		
		主として金属製のもの	15		
		主として木製のもの	7		
運動施設	建物	運動器具倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	38	
			れんが造、石造又はブロック造	34	
			金属造(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	31	
			金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	24	
			金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	17	
			木造又は合成樹脂	15	
			木骨モルタル造	14	
		その他のもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	47	
			れんが造、石造又はブロック造	38	
			金属造(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	34	
			金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	27	
			金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	19	
			木造又は合成樹脂	22	
			木骨モルタル造	20	
	建物付属設備	電気設備(照明設備を含む。)			
		蓄電池電源設備	6		
		その他のもの	15		
		給排水又は衛生設備及びガス設備	15		

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限 期間 (年)				
	施設整備等 の分類	財産名	構造規格等					
公園事業費 補助	便益施設	建物付属設備	電気設備(照明設備を含む。)					
			蓄電池電源設備	6				
			その他のもの	15				
			給排水又は衛生設備及びガス設備	15				
			冷房、暖房、通風又はボイラー設備					
			冷暖房設備(冷凍機の出力が二十ニキロワット以下のもの)	13				
			その他のもの	15				
			エレベーター	17				
			消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8				
			エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	12				
			前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの					
			主として金属製のもの	18				
			その他のもの	10				
			管理施設	建物	管理事務所その他これらに類するもの	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50	
						れんが造、石造又はブロック造	41	
						金属造(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	38	
						金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	30	
						金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	22	
						木造又は合成樹脂	24	
	木骨モルタル造	22						
	建物付属設備	建物付属設備				電気設備(照明設備を含む。)		
						蓄電池電源設備	6	
						その他のもの	15	
						給排水又は衛生設備及びガス設備	15	
						冷房、暖房、通風又はボイラー設備		
						冷暖房設備(冷凍機の出力が二十ニキロワット以下のもの)	13	
				その他のもの	15			
				エレベーター	17			
				消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8			
				エヤーカーテン又はドア自動開閉設備	12			
				前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの				
				主として金属製のもの	18			
				その他のもの	10			
				構築物	構築物	送配管		
	鋳鉄製	30						
	鋼鉄製	15						
	打ち込み井戸(金属造)	30						
	配電用のもの							
	鉄塔び鉄柱	50						
	鉄筋コンクリート柱	42						
	木柱	15						
	配電線	30						
	引込線	20						
	展望台	建物		建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50		
					れんが造、石造又はブロック造	41		
					金属造(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	38		
					金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	30		
					金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	22		
					木造又は合成樹脂	24		
					木骨モルタル造	22		
					建物付属施設	建物付属施設	電気設備(照明設備を含む。)	
							蓄電池電源設備	6
							その他のもの	15
							給排水又は衛生設備及びガス設備	18
							冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
							冷暖房設備(冷凍機の出力が二十ニキロワット以下のもの)	13
		その他のもの		15				
		エレベーター		17				
		消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8				
		エヤーカーテン又はドア自動開閉設備		12				
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの						
		主として金属製のもの		10				
		その他のもの		7				
		構築物		構築物			鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50
					コンクリート造又はコンクリートブロック造	40		
					木造	15		

補助金等名	処分制限財産の名称等			処分制限 期間 (年)	
	施設整備等 の分類	財産名	構造規格等		
公園事業費 補助	災害応急対 策施設	建物			
		備蓄倉庫	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	38	
			れんが造、石造又はブロック造	34	
			金属造(骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。)	31	
			金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。)	24	
			金属造(骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。)	17	
			木造又は合成樹脂	15	
		建物付属設備	木骨モルタル造	14	
			電気設備(照明設備を含む。)		
			蓄電池電源設備	6	
			その他のもの	15	
			給排水又は衛生設備及びガス設備	15	
			冷房、暖房、通風又はボイラー設備		
			冷暖房設備(冷凍機の出力が二十ニキロワット以下のもの)	13	
			その他のもの	15	
			エレベーター	17	
			消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8	
			エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	12	
			前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの	18	
			その他のもの	10	
			構築物		
			耐震性貯水槽	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50
				コンクリート造又はコンクリートブロック造	30
		鋳鉄製のもの		25	
		鋼鉄製のもの		15	
		放送施設及び 情報通信施設	鉄塔及び鉄柱		
			円筒空中線式のもの	30	
			その他のもの	40	
			鉄筋コンクリート柱	42	
			木塔及び木柱	10	
			アンテナ	10	
			接地線及び放送用配線	10	
			通信ケーブル		
			光ファイバー製のもの	10	
			その他のもの	13	
			地中電線路	27	
			その他の線路設備	21	
		係留施設	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50	
			コンクリート造又はコンクリートブロック造	30	
			石造	50	
		発電施設	配電用のもの		
			鉄塔び鉄柱	50	
			鉄筋コンクリート柱	42	
			木柱	15	
			配電線	30	
			引込線	20	